

日本における交通法規の変遷

—理不尽な交通事故防止の観点から—

要旨本文

自動車は私たちが生活する上で欠かせないが、近年自動車に関係する理不尽な事故が社会問題になっている。とりわけ、あおり運転、飲酒運転の他、高齢運転者による自動車事故が目立つ。このような事故は、病気と異なり、ある日突然一人の人間の人生を奪う理不尽なものであり、到底許されるべきことではない。上記に列挙した自動車事故によって訪れる理不尽な死は対策を徹底すれば未然に防ぐことが可能なものが多いと考える。このような背景から自動車関連法規は改正を繰り返している。

あおり運転に対しては現在、妨害運転罪が創設され、妨害運転罪には交通の危険のおそれと、著しい交通の危険によるものがある。交通の危険のおそれは、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金で、行政処分は免許取消しの欠格期間2年であり、著しい交通の危険は、5年以下の懲役又は、100万円以下の罰金で、行政処分は免許取消しの欠格期間3年で、罰則が規定された。また、ドライブレコーダー等の設置を呼びかけが行われている。飲酒運転による事故は多くはないが誰しもが被害者加害者になり得る問題である。飲酒運転には、酒酔い運転と酒気帯び運転があり、酒酔い運転は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金、酒気帯び運転は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる。高齢運転者に対しては、自主返納制度が設けられており、免許返納後の移動手段が自治体によって、補助されている。